

第20回統一地方選挙啓発事業計画（案）

川崎市選挙管理委員会

1 趣旨

地域住民の福祉の増進と地域社会の発展のため、地方公共団体の果たす責務は極めて重要です。統一地方選挙は、地域住民の代表を選ぶ市民生活に直接結びつく身近な選挙であり、住民の意思を今後の市政や県政に反映させる大変重要な意義を有する選挙です。

したがって、この重要な選挙が、明るくきれいに行われるために、すべての有権者及び選挙運動関係者等が選挙の重要性をよく認識し、選挙のルールを守り、有権者が積極的に投票に参加することが必要です。

このため、市・区選挙管理委員会は、市・区明るい選挙推進協議会と緊密に連携・協力し、選挙のルールを守ったきれいな選挙の推進と投票率向上を目的として、一票の大切さを周知し、投票参加をより多くの有権者に呼びかけることを重点に各種の啓発事業を実施します。

2 重点項目

（1）投票日等の周知

有権者の目を引いて印象に残り投票を喚起するようなデザインを採用し、統一したイメージのポスター、懸垂幕、看板をはじめとする啓発資材を作製するとともに、本市をはじめ様々な広報媒体を積極的に活用し、各種啓発事業を通じて、投票日等の周知を図ります。

また、市政だよりや市公式ホームページからリンクする「統一地方選挙特設ホームページ」による広報を行うほか、JR南武線や小田急線の主要駅における広告や市内各所の大型ビジョンでの放映など、メディアを活用した広報活動を展開し、パブリシティによる二次的な啓発効果も期待しながら事業を展開します。

（2）投票参加の呼びかけ

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のため欠かすことのできないものです。

特に、今回の選挙は、市民生活に直結する重要な選挙であることから、一票の大切さを周知し、すべての世代の有権者が積極的に投票するよう市内各地域で街頭啓発等を行い、投票参加を呼びかけます。

(3) 若年層有権者への啓発活動の強化

10代から20代の有権者が、積極的かつ気軽に投票に参加できるよう、SNSによる若年層への情報発信やシネマコンプレックスにおけるCM放映、市内各施設のデジタルサイネージによる掲出等、各種媒体による呼びかけを行うほか、選挙への関心を高めるために高等学校等で選挙出前講座等を実施します。

また、実際の選挙の機会を活かして、選挙権年齢に達する前の年齢層への意識の向上を図るとともに、地域住民に広く選挙の執行や選挙期日等を周知するため、市内の学校施設でのポスターやのぼり旗の掲出等を行います。

(4) 選挙結果の速やかな公表

選挙の結果を市民に対して速やかに知らせるため、選挙時特設ホームページによる投・開票速報を実施します。

(5) 制度の周知

より多くの有権者が、それぞれの状況に応じた投票の機会を確保できるよう、インターネット、その他の啓発媒体により期日前投票及び不在者投票などの制度の周知に努めます。

(6) きれいな選挙の推進

買収・供応等の悪質な選挙違反を排し、選挙のルールを周知を図り、有権者が自由な意思で投票できるきれいな選挙を推進します。

3 実施事業

市・区選挙管理委員会と市・区明るい選挙推進協議会が連携し、別紙の事業計画に基づき各事業を実施します。

第20回統一地方選挙啓発事業計画

(投開票日：4月9日想定)

事業名		事業概要	備考
ソフト制作	1 映像ソフト・印刷ソフト制作ポスター等製作	統一したイメージを保つようにキャッチコピー等を使用した映像ソフト(大型ビジョン等用)、印刷ソフト(懸垂幕等、バス正面幕、主要駅等、各種啓発アイテムに使用するデザイン含む)を制作し、またポスター、頒布用チラシ、のぼり旗、啓発物品等を製作し掲出する。	※個々の啓発事業は下記参照
	2 市広報媒体による広報	「市政だより」、「教育だより」に統一地方選挙に関する記事を掲載し、投票日等を周知するとともに、投票参加を呼びかける。	市政だより 3月1日号 教育だより 2月号
メディア等	インターネット広報	川崎市公式ホームページからリンクする「統一地方選挙特設ホームページ」を開設し、投票日、投票場所の案内、投・開票速報、選挙公報等の情報を逐次掲載する。	
	3 特設ホームページ	投票日、投票所、期日前投票及び不在者投票等の制度のほか、期日前投票所等の過去の混雑状況を周知するとともに、イメージキャラクター等を活用し、投票参加を呼びかける。	3月中旬～4月9日
	投・開票速報	投・開票日当日に投・開票速報を順次更新する。 *県知事及び県議会議員選挙については、県選管にリンクする。	4月9日
	選挙公報	有権者の利便性を考慮し、選挙公報を掲載する。 *県知事及び県議会議員選挙については、県選管にリンクする。	告示日(3月23日、31日)以降～4月9日
	4 SNSによる広報	Twitter「川崎市シティプロモーション」アカウントを活用して、選挙に関する情報を広く有権者に発信するとともに、LineやYouTubeを活用して主に若年層を中心に投票参加を呼びかける。	3月中旬～4月9日
5 大型ビジョンによるCM放映	統一したイメージ等で動画を制作し、大型ビジョンを活用して映像ソフトのCM放映を行う。 (1)川崎駅のアゼリアビジョン (2)川崎駅北口スクリーン (3)武蔵小杉駅前の小杉ビジョン (4)武蔵新城駅前のセンタービルビジョン (5)武蔵溝ノ口駅前のノクティビジョン (6)等々力陸上競技場のオーロラビジョン	(1)1日約40回放映 (2)概ね1日60回 (3)概ね15分に1回 (4)概ね15分に1回 (5)1日52回放映 (6)Jリーグのホームゲーム開催日随時	
6 デジタルサイネージ	市内各施設に設置されているデジタルサイネージを活用して映像ソフトのCM放映またはデジタルポスターを掲出する。	3月中旬～4月9日	
7 シネマコンプレックスにおけるCM放映	大型ビジョン用に作製したCM動画を使用して川崎駅周辺のシネマコンプレックスで放映する。	3月31日～4月9日	
8 テレビ放映による広報	テレビ放映を活用して投票参加を呼びかける。	テレビ神奈川の広報番組	
9 ラジオ放送による広報		ラジオ放送を活用して投票参加を呼びかける。	
	FM K-City	投票参加を呼びかけるスポットCMを放送する。	4月1日～4月9日
看板類	11 看板、懸垂幕	投票日やイメージキャラクター等をデザインした看板や懸垂幕等を、市役所・区役所等に掲げ、投票日等の周知と投票参加を喚起する。	・柱巻き三面幕 1箇所(第3庁舎正面柱) ・立看板 7箇所 (川崎区役所、大師・田島各支所、日吉・向丘・生田各出張所、柿生分庁舎) ・懸垂幕 7箇所 (幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生各区役所、橘出張所) 掲出期間 3月23日～4月9日

事業名		事業概要	備考	
看板類	12	横断幕	学校施設において、若年層への選挙の意識付けも狙いとして、投票日やイメージキャラクター等をデザインした横断幕等を掲げ、投票日等の周知と投票参加を喚起する。	掲出期間 3月23日～4月9日
		高等学校	川崎市内の高校に掲出し、生徒及び保護者を対象に周知を図る。	市内の25高校（市立、県立、私立）
		特別支援学校	川崎市内の特別支援学校に掲出し、生徒及び保護者を対象に周知を図る。	市内の6特別支援学校（市立、県立）
		中学校	市立中学校に掲出し、地域住民及び生徒を対象に周知を図る。	市立中学校52校
	13	のぼり旗の掲出	投票日や統一したイメージをデザインしたのぼり旗を製作し、掲示する。	掲出期間 3月23日～4月9日
		公共施設等	区役所等での掲出や街頭啓発等で使用することで、投票日等の周知と投票参加を喚起する。	区役所、支所、出張所等公共施設
		小学校	市内小学校において「のぼり旗」を掲出して、児童への選挙の意識付けや来校する保護者等へのアピールを図る。	市立小学校114校
	14	ポスターの掲出	投票日や統一したイメージをデザインしたポスターを製作、掲示する。 *県からのポスターが到着次第、適宜配布する。	掲出期間 3月上旬～4月9日
		公共施設	市・区役所、市民館、図書館、行政サービスコーナー等へ掲出する。	B1ポスター・B3ポスター
		商業施設等	大型商業施設、金融機関、市内の各駅等へ掲出する。	B1ポスター・B3ポスター
		大学	川崎市内に立地する大学の協力により掲出し、学生及び地域住民を対象に周知を図る。	市内の10大学
		高等学校	川崎市内の高校に掲出し、生徒及び保護者を対象に周知を図る。	市内の25高校（市立、県立、私立）
		特別支援学校	川崎市内の特別支援学校に掲出し、生徒及び保護者を対象に周知を図る。	市内の6特別支援学校（市立、県立）
		中学校	市立中学校に掲出し、地域住民及び生徒を対象に周知を図る。	市立中学校52校
小学校		市立小学校に掲出し、地域住民及び児童を対象に周知を図る。	市立小学校114校	
15	アゼリア階段	アゼリア階段においてステップ広告を掲出し、アゼリアの利用者を対象に周知を図る。	掲出期間 3月23日～4月9日	
	アゼリア広報コーナー	市広報コーナーのショーウィンドーに、投票日等の周知と投票参加を呼びかけるために啓発用ポスターやオブジェ等を掲出する。	掲出期間 3月17日～3月31日	
交通広告	17	主要駅広告	市内主要駅において、投票日や統一したイメージをデザインした媒体を掲出し、投票日等の周知と投票参加を喚起する。	掲出期間 3月23日～4月9日
		J R川崎駅	1日の乗降者数が16万人を超える市内最大の駅であるJ R川崎駅において次の各種媒体を掲出して投票日等を周知する。 ・天井吊下大型バナー広告 ・時計塔四面幕（1か所） ・バルーン広告（円柱型：6メートル） ・円柱広告（4か所） ・ポスター ・階段広告 ・横断幕	東西自由通路各所、エスカレーター壁面など 北口自由通路各所
		京急川崎駅	・デジタルサイネージ（8台）	改札外
		J R武蔵小杉駅	・ポスター	連絡通路階段・エスカレーター壁面

事業名		事業概要	備考	
交通広告	17	東急武蔵小杉駅	・デジタルサイネージ (1面、5台)	改札内、ホーム
		J R 武蔵溝ノ口駅	・建植看板 (1か所)	南北自由通路
		J R ・小田急線登戸駅	・バナー (8か所) ・横断幕 (1か所)	南北自由通路
		小田急線新百合ヶ丘駅	・横断幕 (1か所)	南口ペDESTリアンデッキ
	・スーパーシート広告		駅改札外	
18	市営バス正面幕広告	市内を走行する市営バス全車両の正面に投票日や統一したイメージをデザインした宣伝幕 (ゼッケン) を掲出する。	掲出期間 3月上旬～4月9日 約310台	
19	トレインチャンネル	J R 南武線電車内においてCM動画を放映する。	掲出期間 3月23日以降～4月9日	
音声広報	20	音声広報	選挙啓発音声をテープ等録音媒体に録音し、川崎市の広報車、庁内放送、ごみ収集車で放送する。	S Dカードまたはカセットテープ
		ごみ収集車による広報	市内全域を巡回している環境局のごみ収集車の案内放送テープに選挙啓発の放送文を組み込み、投票参加を呼びかける。	3月23日～4月8日
		公用車による広報	市保有の公車を活用して、市内を巡回しながら投票参加を呼びかける。 *各区公用車は通常業務で走行中に放送	3月23日～4月9日
		館内放送設備利用による広報	公共施設 (市・区役所) の庁内放送設備を用いて投票日の周知、期日前投票等の案内を行い、投票参加を呼びかける。	3月23日～4月7日
商業施設等 (商店街・大学等) の庁内放送設備を用いて投票日の周知、期日前投票等の案内を行い、投票参加を呼びかける。	3月23日～4月9日			
障害者広報	21	視覚障害者向け選挙広報	選挙管理委員会が発行する選挙広報を、視覚障害者が理解できるような媒体で作成、提供することについて協力する。	
		声の選挙広報	視覚障害者のために選挙広報を音読してテープに録音する活動をしているボランティア団体「水車の会」を支援するため、録音用カセットテープ、C D - R W を提供し、録音内容について監修する。	C D - R W
		点字「川崎市議会議員選挙のお知らせ」	特定非営利活動法人が作成する「川崎市議会議員選挙のお知らせ」を各区選管、区役所、視覚障害者情報文化センター等に配布する。	
印刷物	22	広報物の製作・配布	投票日や期日前投票の期間、場所等を周知するチラシ等を製作・配布する。	
		選挙広報の配布	学校施設 (市立高校、県立高校及び特別支援学校高等部) に選挙広報を備え置き、在学生等が自由に手に取れるようにする。	市内の25高校 (市立、県立) 市内の6特別支援学校 (市立、県立)
			公共施設等 (期日前・当日投票所、行政サービスコーナー、図書館、市民館) に選挙広報を据え置く。	15期日前投票所、164当日投票所 6行政サービスコーナー 9図書館、16市民館等
			商業施設 (大型商業施設、金融機関、市内の各駅等) に選挙広報を据え置く。	
		啓発用案内チラシ	投票日や期日前投票所の案内地図等を周知するためのチラシを製作し、投票所入場整理券と同封の上、各世帯に郵送する。	A4判 (両面印刷)、2色刷り
		タブロイド版チラシの製作及び新聞折込	タブロイド版のチラシを製作し、日刊5大紙、東京新聞、神奈川新聞に折込を行う。	タブロイド版 2頁 両面印刷 1色
高校生向け啓発チラシ	選挙の種類やルールとともに、情報収集から投票までの実際の選挙に即した情報提供を図り、選挙時に躊躇なく投票できることを目的としてチラシを製作・配布する。	A3判 (両面印刷)、カラー刷り 高校3学年向け 2月から3月に各学校を経由して生徒に配布		

事業名		事業概要	備考	
街頭啓発等	23	啓発物品の製作並びに配布	各区役所や街頭啓発時に市民に配布するため、投票日や統一したイメージをデザインした啓発物品を製作する。	25,000個
	24	街頭啓発	市・区明るい選挙推進協議会及び市・区選挙管理委員会が実施主体となり、各区区域内の主要駅頭及び商店街でのぼり旗を掲出して啓発物品を配布しながら、有権者に投票期日の周知及び投票参加等を呼びかける。	選挙期間中に市及び各区が実施
	25	選挙出前講座	選挙執行前に、政治や選挙について考える機会を持つことで選挙における投票行動につながることを目的として、高等学校等において選挙出前講義を実施する。	随時
その他	26	「期日前投票所に行ってみよう！キャンペーン」の実施	家庭における主権者教育を促進し、将来の投票につなげるため、選挙権年齢に達していない児童・生徒向けに、選挙権がある保護者等と一緒に「期日前事前投票所に行ってみよう！キャンペーン」を実施する。	対象：18歳未満の子どもと同伴する有権者
	27	各区選管の独自啓発への取組強化	地域の実情に即した啓発媒体等の開拓やポスター掲示依頼等、区選挙管理委員会の啓発事業の取組みを強化し、市区一体となった啓発事業を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等での積極的な街頭啓発の実施 ・地元商店街等に依頼しポスターを掲出 ・庁内ビジョンを利用した選挙期日等の周知ほか
	28	今後追加予定	映像ソフト・印刷ソフト制作及びポスター等製作委託業者の提案事業等の実施	